



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 5 年 1 月 4 日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	特発性拡張型心筋症に対して BNP を認める。	BNP は心室機能を直接反映し、慢性及び急性心不全患者では、重症度に応じて著明に増加するため心不全の程度を把握するのに有用であることから、原則、「特発性拡張型心筋症」に対して認める。	
2	精巣腫瘍の疑いに対して AFP を認める。	精巣腫瘍においては、必ずしも AFP の値が上昇するとは限らないが、最初の鑑別診断(ファーストステップ)としての有用性は認める。	
3	全身性エリテマトーデス(SLE)の疑いに対して抗 DNA 抗体定性を認める。	抗 DNA 抗体定性は、DNA に対する自己抗体で、全身性エリテマトーデス(SLE)の診断と経過観察に用いる検査であり、全身性エリテマトーデス(SLE)の疑いに対して有用な検査と考える。	

本件に関する問合せ先(No.1~3 共通)

中四国審査事務センター

・ 内科審査室内科審査課 小澤 (TEL:082-576-7738)